

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成21年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成22年5月12日

光市監査委員 山本武男

同 松本修二

平成 21 年 度

定 期 監 査 報 告 書

光 市 監 査 委 員

## 定期監査の結果報告

- 1 監査の時期 平成21年11月2日から平成22年4月22日まで
- 2 監査の対象
  - (1) 市長部局
    - ア 政策企画部 企画広報課、国体推進課、財政課、行政改革推進室、入札監理課
    - イ 総務部 総務課、人事課、情報推進課
    - ウ 市民部 市民課、税務課、生活安全課、人権推進課、地域づくり推進課
    - エ 大和支所 住民福祉課、地域事業課
    - オ 環境部 環境政策課、環境事業課、下水道課、深山浄苑
    - カ 福祉保健部 社会福祉課、介護保険課、子ども家庭課、健康増進課
    - キ 経済部 農業耕地課、水産林業課、商工観光課
    - ク 建設部 土木課、建築住宅課、用地課、都市整備課
    - ケ 会計管理者 会計課
  - (2) 教育委員会 教育総務課、学校教育課、人権教育課、生涯学習課、文化振興課、体育課、図書館、学校給食センター（光・大和）
  - (3) 市議会
  - (4) 農業委員会
  - (5) 選挙管理委員会
  - (6) 水道局 業務課、工務課、浄水課
  - (7) 病院局 光総合病院、大和総合病院、ナイスケアまほろば
- 3 監査の範囲  
本年度は、支出事務全般（主として歳出科目が委託料のもの）及び契約事務（歳出科目が委託料のもの）について実施した。
- 4 監査の方法  
監査に当たっては、事務事業が関係法令等に基づいて適正かつ効率的に執

行されているかを関係帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等通常実施すべき監査手続により実施した。

## 5 監査の結果

監査の結果について、適正に事務処理されている一方次の事項については、検討、改善をされるように要望する。

### (1) 契約事務について

#### ア 競争入札について

委託契約において、予定価格が50万円を超えるものは競争入札によらなければならないので所定の手続を経て契約されるよう留意されたい。この場合において、長期継続契約が可能なものは検討をお願いしたい。

#### イ 随意契約について

随意契約による委託について、随意契約に該当する根拠法令及び相当な理由、契約金額が10万円を超えるものは原則として2人以上の者から見積書を徴す等適切に処理されるよう留意されたい。

#### ウ 事務の執行について

前年度に翌年度の契約起案を行っているものがあるので、会計年度独立の原則から当該年度に事務処理されるよう留意されたい。また、契約内容に応じた契約期間とするよう留意されたい。

病院局の委託契約のうち、契約締結の決裁がないもの、決裁及び契約書がないもの、契約期間が年度をまたいでいるもの等法令規則等に基づかない事務の執行が行われているので、適正な事務の執行が行われるよう早急に措置を講じられたい。

### (2) 財務事務について

支出負担行為書及び支出命令書の決裁において、財務規則等に照らして誤った運用がなされているものが見受けられるので適正に事務処理されるよう留意されたい。

### (3) 起案について

起案書に決裁日、保存ファイル名、保存期間等記入のないものが昨年同様存在していた。特に決裁日は、市の意思決定がいつ行われたか不明となるので正しく記入されたい。

## 6 最後に

今回の定期監査は、委託契約を主にした検査を実施した。

委託契約について、そのうち政令第167条の2第1項各号に該当するものでなければ随意契約ができないので、市の財務規則等に従って適切に処理されるとともに、随意契約から競争入札へ変更しなければならない委託契約については、市庁全体の取組として指導・実施されるよう強く望むものである。

随意契約のうち、政令各号への適応に誤りがあり、職員の認識不足を感じるので研修・指導を通して適切に処理されるよう望むものである。

病院局の契約事務のうち、法令規則等に基づかない事務の執行が行われているので、適正な事務の執行が行われるよう早急に局全体で改善されることを強く望むものである。